



県章

山形県公報

令和元年12月27日（金）
第68号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県財務規則の一部を改正する規則……………（会 計 局）…821
- 山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…822

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）… 同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………（森林ノミクス推進課）… 同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…823
- 同……………（ 同 ）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…824
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）… 同
- 開発行為に関する工事の完了……………（置賜総合支庁建築課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）… 同

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………825

公安委員会関係

規 則

- 山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の全部改正…………… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………827
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………828
- 資金管理団体の届出事項の異動……………829
- 資金管理団体の指定の取消し…………… 同

規 則

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「専決する」を「、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第1項第458号に規定する手数料（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知（以下この項において「通知」という。）の申請に対する審査に係るものに限る。）及び同条例第2条第1項第459号に規定する手数料（通知を行つた場合の保管場所標章の交付に係るものに限る。）（以下「自動車保管場所証明書交付等申請手数料等」という。）に係る歳入の調定については、警察本部交通部交通規制課長が専決する」に改める。

第6条第1項中「及び警察本部交通部交通指導課次長」を「、警察本部交通部交通指導課の次長及び警察本部交通部交通規制課の次長」に改める。

第15条第2項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 警察本部交通部交通規制課 当該課に勤務する職員のうち、自動車保管場所証明書交付等申請手数料等の事務に従事する職員

第43条第1号中「歳入」を「歳入（次号に掲げる歳入を除く。）」に改め、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 自動車保管場所証明書交付等申請手数料等 当該自動車保管場所証明書交付等申請手数料等を納付した旨の通知を受けたとき。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第45号

山形県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2項第2号中「及び第431号の4」を「、第431号の4、第458号（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知の申請に対する審査に係るものに限る。）及び第459号（当該通知を行つた場合の保管場所標章の交付に係るものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

告 示

山形県告示第539号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により令和元年12月3日招集した山形県議会定例会は、同月20日閉会した。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
最上郡最上町大字向町字浦山1520、1556－1、1564
- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月27日から令和2年1月10日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字新町字上荒川151番52から 同 139番10まで		旧	22.0メートル } 11.0	メートル 54
同	上	新	18.5メートル } 11.0	同 上

山形県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月27日から令和2年1月10日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町長者原字七折沢19番1から 同 原田145番まで		旧	37.3メートル } 10.3	メートル 870
同	上	新	37.3メートル } 10.3	同 上

山形県告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和元年12月27日から令和2年1月10日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 舟形大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町長者原字七折沢19番1から
同 原田145番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月27日

山形県告示第544号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡飯豊町大字添川地内（一般国道113号沿線）
- 2 公共測量を実施する期間
令和元年12月16日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第545号

次の開発行為は、完了した。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成31年2月26日 指令置総建第97号
- 2 開発工区に含まれる地域の名称
第三工区
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲字長表六829番13の一部、833番の一部、833番5の一部、840番2の一部、840番14の一部、840番17、840番18、847番1、847番4、847番7、847番9、847番12の一部、847番7先水の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町長 佐藤 誠七

山形県告示第546号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月27日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「による」を「及びインターネットを利用する方法による」に改める。

別表第5に次の備考を加える。

備考 この表に規定する店舗のほか、株式会社東邦銀行の日本国内で業務を営む全ての店舗は、インターネットを利用する方法による県公金の収納事務を取り扱うことができる。

別表第8中「もの並びに」を「もの、」に、「自動車税」を「自動車税の種別割」に、「によるものに」を「によるもの並びにインターネットを利用する方法によるものに」に改める。

附 則

この規程は、令和2年1月6日から施行する。

教育委員会関係

規 則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第3号

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条から第6条まで」を「第6条から第9条まで」に改め、同条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条から第6条まで」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条から第9条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

山形県公安委員会
委員長 吉 田 眞 一 郎

山形県公安委員会規則第6号

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

山形県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年2月県公安委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条の規定並びに山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、公安委員会等に係る行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 山形県公安委員会、山形県警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 電子署名を行う者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

2 前項に規定するもののほか、この規則において使用する用語は、情報通信技術利用条例において使用する用語の例による。

（対象となる申請等）

第3条 情報通信技術活用規則第11条第1項又は情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表第1の左欄に掲げる法令等（法令及び条例をいう。以下同

じ。)のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等とする。

(申請等の手続)

第4条 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、法令等又は公安委員会等が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。

3 前2項の規定により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。

4 前項の電子証明書は、公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証でき、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、公安委員会等が別に定める方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずるときは、この限りでない。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

5 公安委員会等は、第2項に規定する事項が電子情報処理組織により入力された場合において、入力された事項の確認のために必要があると認めるときは、申請等を行った者に対し、必要な限度において、当該事項が記載された添付書面等の提出を求めることができる。

6 法令の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第1項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(対象となる処分通知等)

第5条 情報通信技術活用規則第11条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行うことができる処分通知等は、別表第2の左欄に掲げる法令等のそれぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づく処分通知等とする。

(処分通知等の手続)

第6条 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

2 前項の場合において、公安委員会等は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、公安委員会等が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年1月6日から施行する。

別表第1（第3条関係）

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）	第4条第1項ただし書
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	第5条第1項
山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）	第4条

別表第2（第5条関係）

法令等	規定
自動車の保管場所の確保等に関する法律	第4条第1項ただし書

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和元年12月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井上学後援会	佐藤純也	井上直人	最上郡鮭川村大字庭月292番地	令和 元. 10. 25
村山たかし後援会	村山隆	村山由美	東村山郡中山町大字長崎2994番地5	同 11. 6

山形県選挙管理委員会告示第50号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和元年12月27日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党飯豊町支部	菅野富士雄	会計責任者の氏名	川崎 祐次郎	長 沼 桂 子	令和 元. 9. 28
自由民主党長井市支部	鈴木富美子	主たる事務所の所在地	長井市中道2-2-34 大栄ビル2階	長井市白兔1230番地	同 10. 14
		代表者の氏名	鈴木 富美子	小 関 勝 助	
立憲民主党山形県連合	石黒 覚	会計責任者の氏名	高 橋 昭 弘	吉 宮 順	同 10. 18

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山木由美後援会	山木由美	主たる事務所の所在地	東置賜郡高島町大字亀岡3947-1	東置賜郡高島町大字福沢636-5	平成31. 4. 10
鈴木君徳君を励ます会	高橋 富雄	政治団体の名称	鈴木君徳君を励ます会	鈴木君徳君を励ます会	令和元. 6. 19
近藤洋介後援会	齋藤 栄助	代表者の氏名	齋 藤 栄 助	佐 野 雅 英	同 9. 1
富樫透後援会	横山 與一	会計責任者の氏名	岡 部 修	阿 部 耕 生	同 10. 1
紅 藍 の 会	渡辺 博明	主たる事務所の所在地	山形市漆山3423-1 S I S E I ビル102号	山形市大字七浦564番地	同 10. 7
村岡藤弥後援会	吾妻 正章	代表者の氏名	吾 妻 正 章	村 岡 真 也	同 10. 8
		会計責任者の氏名	早 坂 正 登	村 岡 正 博	
こばたけ安寛後援会	小畑 安寛	主たる事務所の所在地	村山市駅西17-8	村山市駅西3-20	同 10. 12
芳賀ちゃんと創る山形の未来道優会	芳賀 道也	主たる事務所の所在地	山形市城北町1-24-15 ダイヤ66城北 2-A	山形市五日町12-9	同 10. 22
はが道也後援会	芳賀 道也	主たる事務所の所在地	山形市城北町1-24-15 ダイヤ66城北 2-A	山形市五日町12-9	同 10. 25

備考 芳賀ちゃんと創る山形の未来道優会は、主たる活動区域の異動により総務大臣届出に変更

山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和元年12月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山形県長井市第一支部	平 弘 造	令和元. 10. 14

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
高野健人後援会	佐 藤 三 郎	平成31. 3. 9
石山忠後援会	松 田 伸 一	令和元. 9. 24

幸友会	赤 塚 幸 一 郎	令和元. 10. 1
平弘造後援会	大 泉 紀 代	令和元. 10. 14
今野たかし後援会	石 垣 政 志	令和元. 10. 20
関幸悦後援会	関 正 三 郎	令和元. 10. 30
齋藤邦彦後援会	稲 村 健	令和元. 11. 16

山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年12月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
山 木 由 美	山木由美後援会	主たる事務所の所在地	東置賜郡高島町大字 亀岡3947-1	東置賜郡高島町大字 福沢636-5	平成 31. 4. 10
		公職の種類	高島町議会議員	山形県議会議員	令和 元. 7. 30
芳 賀 道 也	芳賀ちゃんと創る山形の未来道優会	主たる事務所の所在地	山形市城北町1-24 -15 ダイヤ66城北 2-A	山形市五日町12-9	同 10. 22

山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

令和元年12月27日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	取 消 年 月 日
赤 塚 幸 一 郎	幸友会	令和元. 10. 1

令和元年12月27日印刷 発行所 山 形 県 庁
令和元年12月27日発行 発行人 山 形 県